

平成22年度 随意契約の公表(市長直轄組織)

※契約内容の詳細につきましては、各担当課にお問い合わせ下さい。

平成22年10月1日から平成23年3月31日までの随意契約
【市長直轄】

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
政策推進課	八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例改正検討支援業務委託契約	平成22年10月15日	株式会社 日本総合研究所	大阪市西区土佐堀2丁目2番4号	4,088,065	「八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例」の改正検討支援業務を行うにあたっては、受託事業者が八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例の現状についての評価や第5次総合計画に基づく地域分権を推進する取り組みを円滑に進めるための制度設計及び同条例への位置づけについて、効果的な業務支援を行えることが重要となる。 最も低価格の事業者を選定する方法では、業務を適切に遂行することができるかどうかの確約ができないため、書類選考及びヒアリング審査による事業者の選考を行い、適切な事業者を選定したうえで、随意契約を行うことが最適と判断されるため随意契約とした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)